

エール訪問看護ステーション 重 要 事 項 説 明 書

2024 年 4 月 1 日現在

エール訪問看護ステーションは、看護が必要な方や療養者に対して医師の指示に基づき、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

1 事業の目的と運営方針

（事業の目的）

この規程は、株式会社 TBEC-SS が設置するエール訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

（１）ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

（２）ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

（３）ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者の概要

事業者名称	株式会社 TBEC-SS
代表者氏名	代表取締役 松尾 良美
本社所在地 （連絡先及び 電話番号等）	〒120-0025 東京都足立区千住東二丁目 10 番 1 号 TEL : 03-6806-2588 FAX : 03-6806-2589

3 訪問看護事業所の概要

（１）事業所の所在地等

事業所名称	エール訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	1 3 6 2 1 9 0 9 5 9
事業所所在地	〒120-0025 東京都足立区千住東二丁目 10 番 1 号
連絡先 相談担当者名	TEL : 03-6806-2588 FAX: 03-6806-2589 管理者 松尾 良美
事業所の通常の 事業の実施地域	足立区千住地域・荒川区南千住地域 その他は相談に応じて

(2) 営業時間帯

月曜日～日曜日	9 時～18 時
事業所の営業日	月火水木金 祝日 (必要な方は 365 日 24 時間対応します)
事業所の休業日	土曜・日曜日

(3) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	職務内容	計
管理者	看護師	1 名		管理業務	1 名
従業員	看護師	名	名	訪問看護	名
	准看護師	名	名	訪問看護	名
	理学療法士	名	名	訪問看護	名
	作業療法士	名	名	訪問看護	名
	言語聴覚療法士	名	名	訪問看護	名
	医療事務・介護事務	名	名	介護保険請求	名

4 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示、居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	① 病状や障がいの観察、苦痛を緩和するケア ② 日常生活の援助(例:食と排泄、活動と休息、コミュニケーションなど) ③ 医療処置(例:点滴、カテーテルなど医療器具の管理) ④ リハビリテーション ⑤ お看取り ⑥ 療養生活や介護方法の相談や指導 ⑦ 介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など) ⑧ その他サービス(介護や福祉用具の相談・情報提供など)

5 利用料

(1) 利用料 及び 交通費 別紙

(2) 支払い方法

預金口座振替となります。なお、ご希望により振込や現金支払いを利用する事もできます。(振込料金に係る全ての手数料は利用者様の負担になります)

サービス翌月の 10 日過ぎに請求書を持参いたします。振替日は毎月 26 日です。振替確認後、翌月の請求書とともに、領収書をお届けいたします。

6 緊急時の対応

当事業所は、24 時間緊急体制にあり、計画的訪問看護以外に、必要に応じて緊急訪問看護を行う場合があります。またサービス提供中に、利用者の容体に変化が生じた場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者への連絡をします。

7 事故発生時の対応

利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに家族、居宅介護支援事業所、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 相談・苦情窓口

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

株式会社 TBEC—SS	〒120-0025 足立区千住東 2 丁目 10-1	電話番号	03-6806-2588
		FAX 番号	03-6806-2589
担当者 松尾 良美（管理者）			
相談・苦情については管理者が対応いたします。管理者が不在の場合は、対応した者が必ず「苦情相談記録」を作成し、管理者に引き継ぎます。			

次の機関においても申し立てができます。

苦情受付機関	足立区介護保険課給付係	所在地：足立区中央本町 1 丁目 17-1 電話番号：03-3880-5111
	荒川区介護保険課給付係	所在地：荒川区荒川二丁目 2 番 3 号 電話番号：03- 3802-3111
	東京都国民健康保険団体 介護福祉部介護相談指導係	所在地：千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階 電話番号：03-6238-0173

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくな
--------------------------	---

	った後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 虐待の防止について

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待防止のための指針を整備しています。
- （３）従業者に対する虐待の防止のための研修を、定期的実施しています。
- （４）虐待防止に関する担当者を選定しています。

11 衛生管理等について

- （１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- （２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- （３）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- （４）看護師の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- （５）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

12 ハラスメント対策について

- （１）職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されないよう措置を講じます。
- （２）カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- （３）職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発します。
- （４）相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知します。

13 業務継続計画の策定について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

（２）ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（３）ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないます。

14 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを防ぐため、次の事項にご留意ください。

（１）金銭管理、金銭貸借等の現金の取り扱いはいたしません。

（２）贈り物や飲食等の過度なもてなしはお受けできませんので、ご了承ください。

（３）感染予防のため、手洗い場の提供をお願いいたします。

（４）ペットを飼っておられる方は、訪問中はペットをゲージに入れていただくか、または別室に移すなどの対応をお願いいたします。

本書面により、サービス内容及び重要事項の説明をしました。

エール訪問看護ステーション説明者

⑩

本書面に基づいて事業者より、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

また、個人情報の使用について同意します。

利用者

⑩

代理人（選任した場合）

⑩

以上の「重要事項説明書」の内容を証するため本書を２通作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

説明年月日

年

月

日